# 【21】佐渡御奉行山本伊豫守様御先觸写（寛政十一年）①

（東吾妻町岩井　伊能光雄家文書　P八〇〇三・No.三六七）

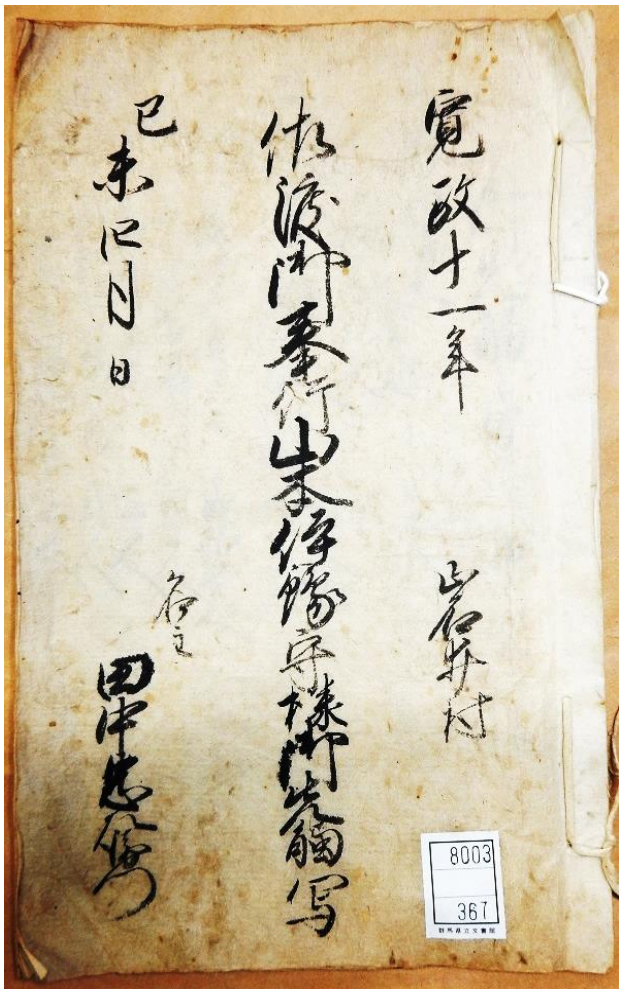


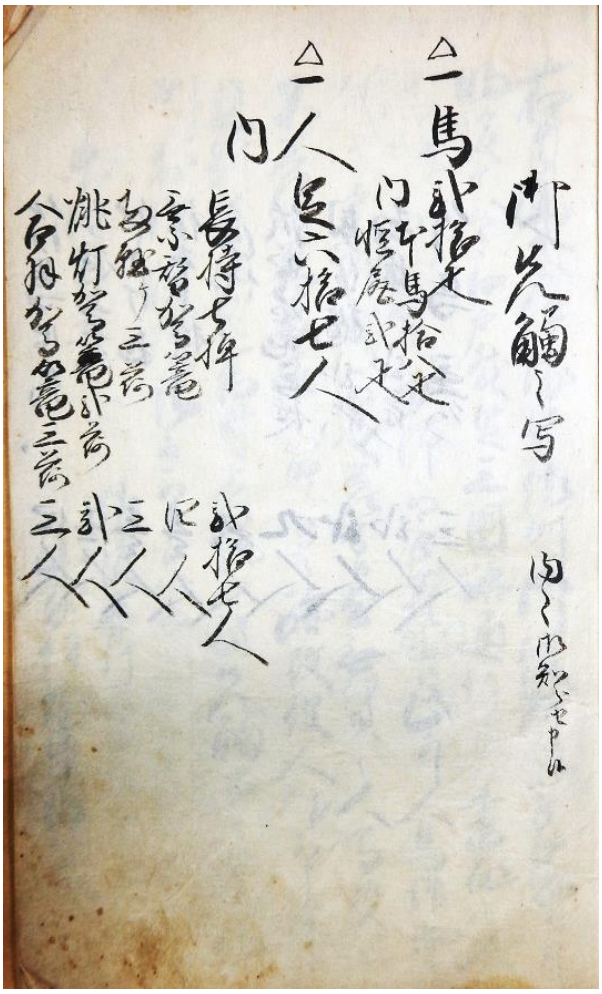


《釈文》

（表紙）

寛政十一年　　岩井村

佐渡御奉行山本伊豫守様御先觸写

己
未四月日　　名主
　　田中忠左衛門

（本文）

御先觸之写　　内々御知らセ申候

△一　馬弐拾疋
　内　本馬拾八疋
　　軽尻　弐疋
△一　人足六拾七人
　内
　　長持七棹　　弐拾七人
　　乗替駕籠　　四　人
　　両懸ケ三荷　　三　人
　　桃灯駕籠弐荷　　弐　人
　　合羽駕籠三荷　　三　人

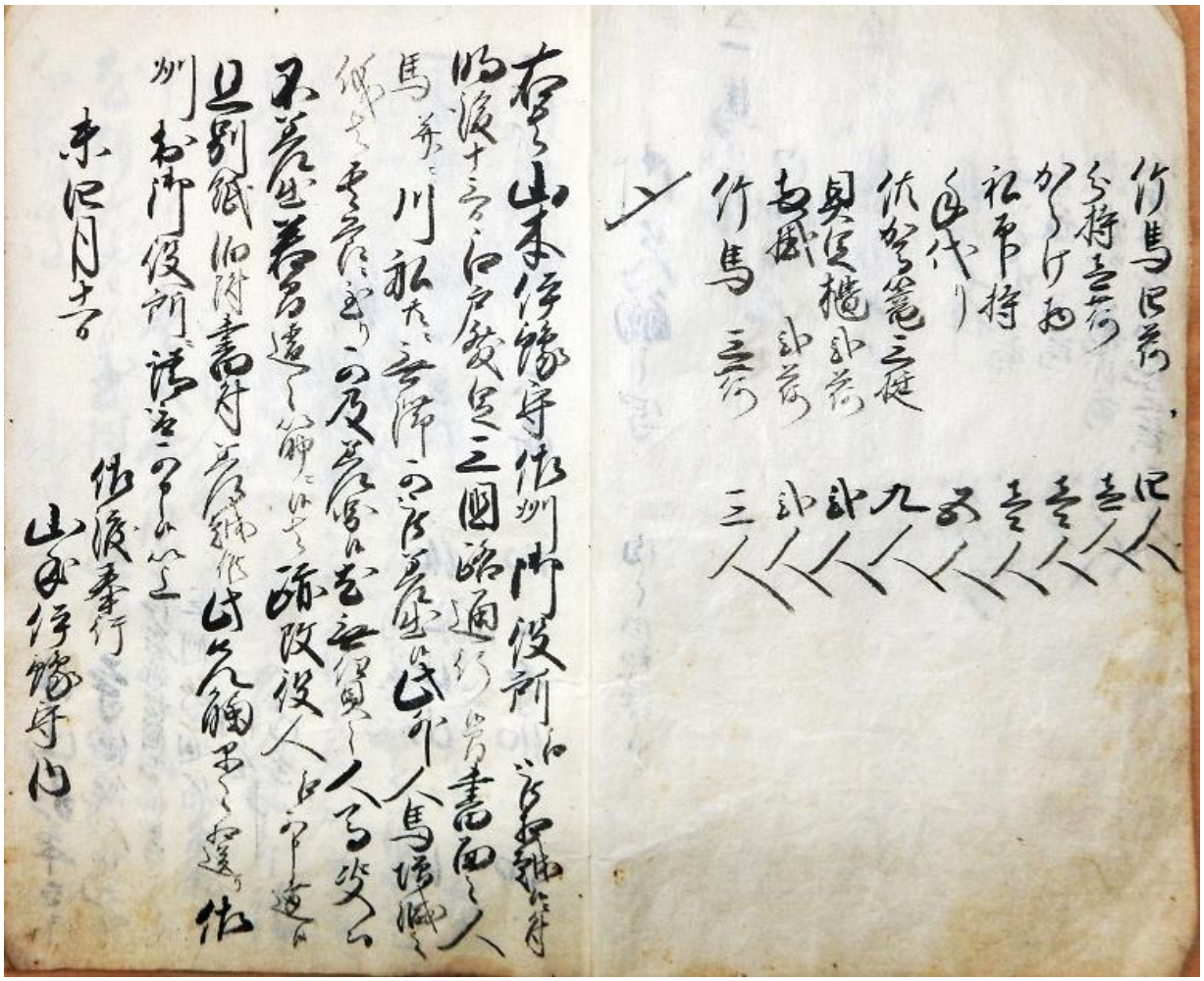

竹馬四荷　四人
分持壱荷　壱人
かうけ物　壱人
私印持　壱人
手代り　五人
供駕篭三挺　九人
具足櫃弐荷　弐人
両掛　弐荷　弐人
竹馬　三荷　三人

〆

右者、山本伊豫守佐州御役所江被相越候二付、明後十三日、江戸發足、三國路通行候間、書面之人馬并二川舩共二無滞可被差出候、此外人馬増減之儀者、其節二至り可及差図候、尤無賃之人馬、決而不差出、若間違之筋二候者、跡改役人江可申達候、且別紙泊附書付差越候、此先觸早々相送り、佐州於御役所二、請取可申候、以上

未四月十一日　佐渡奉行
山本伊豫守内

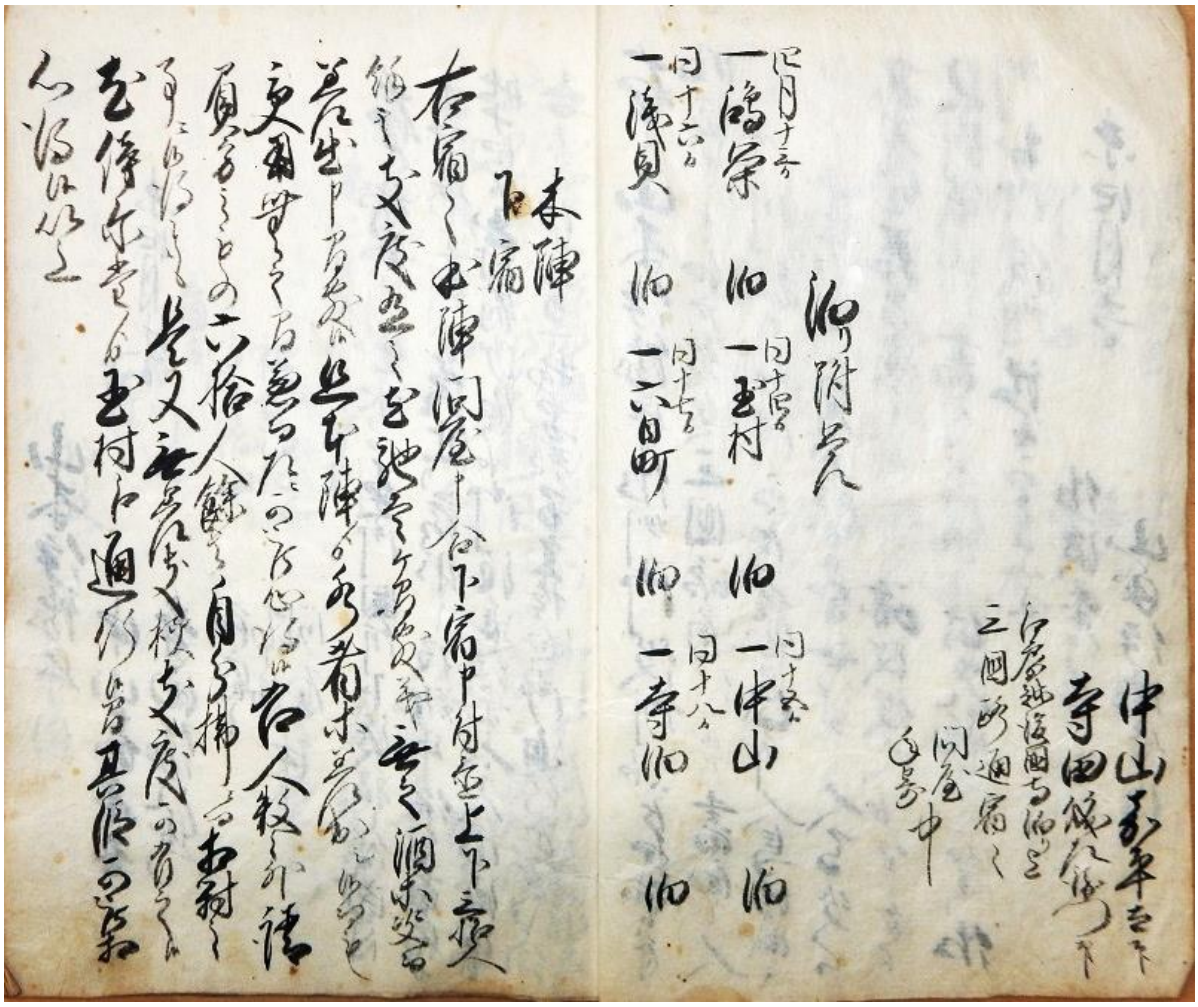

中山嘉平太　印
寺田儀左衛門　印
江戸より越後國寺泊り迄
三國路通宿々
問屋
中
年寄

泊り附覚

四月十三日　同十四日　同十五日
一　鴻巣　泊　一　玉村　泊　一　中山　泊

四月十六日　同十七日　同十八日
一　浅貝　泊　一　六日町　泊　一　寺泊　泊

本陣
下宿

右宿々本陣・問屋申合下宿申付置、上下三拾人
餘之支度有之、尤馳走ヶ間敷義無之、酒等決而
差出申間敷候、且本陣より水肴等差出シ候而も
受用無之間、兼而左二可被心得候、右人数之外請
負方之もの六拾人餘者、自分拂二而相対之
事二候得とも是又無差支様支度可有之候、
尤傍示堂より玉村江通行候間、其段可被相
心得候、以上

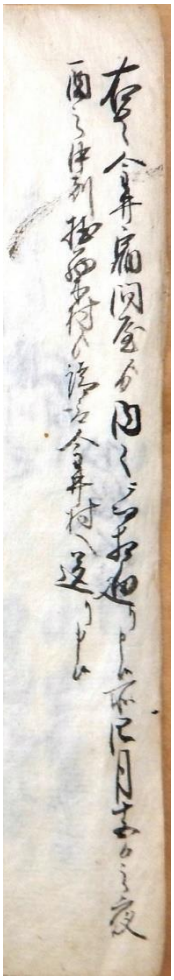

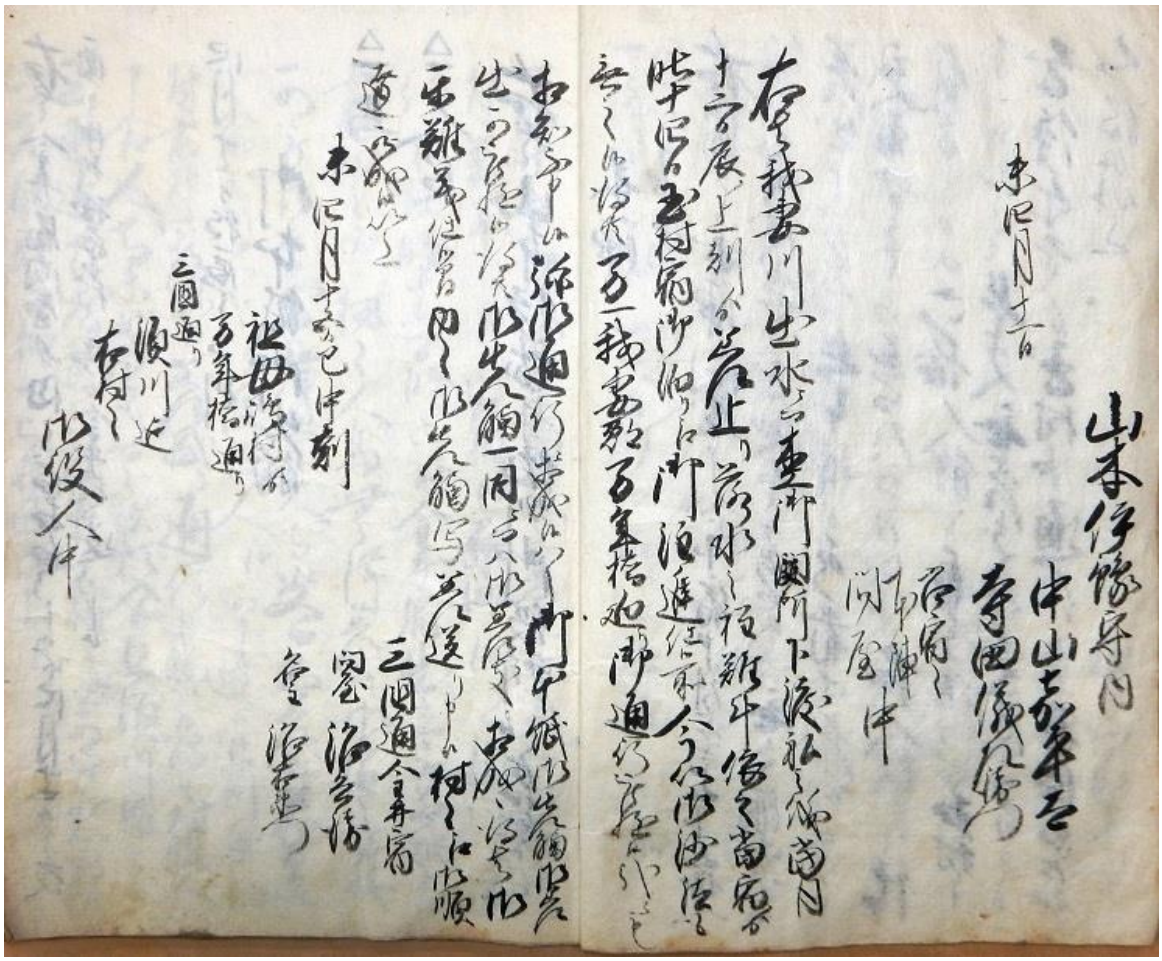

山本伊豫守内

未四月十一日　　中山嘉平太
　　寺田儀左衛門
　　右宿々
　　本陣
　　問屋中

右者、我(吾)妻川出水ニ而、杢御関所下渡舩之儀、当月十二日辰ノ上刻より差止り、落水之程難計、依之当宿より昨十四日、玉村宿御泊り江御注進仕候所、今以御沙汰も無之候得共、万一我(吾)妻郡万年橋廻り御通行被遊候哉ニも相知不申候、弥御通行ニ相成候ハヽ、御本紙御先觸御差出可被遊候得共、御先觸一同ニ而ハ御差支ニ相成候得者、御互難義仕候間、内々御先觸写、差送り申候、村々江御順達可被成候、以上

三國通金井宿
問屋　治兵衛
名主　治右衛門

祖母嶋村より
万年橋通り
三國通り
須川迄
右村々
御役人中

右者、金井宿問屋より内々ニ而相廻り申候所、四月十五日之夜酉之中刻、植栗村より請取、金井村へ送り申候

## 《読み下し文》

（表紙）

寛政十一年　　岩井村

佐渡御奉行　山本伊豫守様御先觸写し

己未四月日　　名主　田中忠左衛門

（本文）

御先觸の写し　　内々御知らせ申し候

△一　馬弐拾疋

内　本馬拾八疋
　　軽尻　弐疋

△一　人足六拾七人

内

長持七棹　弐拾七人
乗替駕篭　四　人
両懸け三荷　三　人
桃灯駕篭弐荷　弐　人
合羽駕篭三荷　三　人
竹馬四荷　四　人
分持壱荷　壱　人

こうけ物　壱　人
私印持　壱　人
手代り　五　人
供駕篭三挺　九　人
具足櫃弐荷　弐　人
両掛　弐荷　弐　人
竹馬　三荷　三　人

〆

右は、山本伊豫守佐州御役所へ相越され候に付、明後十三日、江戸發足、三國路通行候間、書面の人馬並びに川舩共に滞り無く差し出されるべく候、此の外人馬増減の儀は、其の節に至り差し図及ぶべく候、尤も無賃の人馬、決して差し出さず、若し間違いの筋に候は、跡改め役人へ申し達すべく候、且つ別紙泊まり附け書き付け差し越し候、此の先觸早々相送り、佐州御役所に於いて、請け取り申すべく候、以上

未四月十一日　　佐渡奉行

山本伊豫守内
中山嘉平太印
寺田儀左衛門印

江戸より越後國寺泊り迄
三國路通り宿々
問屋
中
年寄

泊まり附け覚え

四月十三日　同十四日　同十五日
一　鴻巣　泊　一　玉村　泊　一　中山　泊

四月十六日　同十七日　同十八日
一　浅貝　泊　一　六日町　泊　一　寺　泊　泊

本陣
下宿

右宿々本陣・問屋申し合わせ下宿申し付け置き、上下三拾人
餘りの支度之れ有り、尤も馳走が間敷き義之れ無く、酒等決して
差し出し申す間敷く候、且つ本陣より水肴等差し出し候ても
受用之れ無き間、兼ねて左に心得らるべく候、右人数の外請け
負い方のもの六拾人餘りは、自分拂いにて相対の
事に候えども是れ又差し支え無き様支度之れ有るべく候、
尤も傍示堂より玉村へ通行候間、其の段相
心得らるべく候、以上

山本伊豫守内
未四月十一日　中山嘉平太
寺田儀左衛門

右宿々
本陣
中

問屋

右は、我妻川出水にて、杢御関所下渡舩の儀、当月
十二日辰の上刻より差し止まり落水の程計り難く、之れに依り当宿より
昨十四日、玉村宿御泊まりへ御注進仕り候所、今以て御沙汰も
之れ無く候えども、万一我妻郡万年橋廻り御通行遊ばされ候哉にも
相知れ申さず候、弥御通行に相成り候はば、御本紙御先觸御差し
出し遊ばされ候え共、御先觸一同にては御差し支えに相成り候えば、御互
い難義仕り候間、内々御先觸写し、差し送り申し候、村々へ御順
達成られるべく候、以上

三國通り　金井宿
未四月十五日巳中刻　問屋　治兵衛
名主　治右衛門

祖母嶋村より
万年橋通り

三國通り
須川迄
右村々

御役人中

右は、金井宿問屋より内々にて相廻り申し候所、四月十五日の夜
酉の中刻、植栗村より請け取り、金井村へ送り申し候

**《用語・人物・地名等》**

①**【佐渡奉行：さどぶぎょう】**江戸幕府の職名。遠国奉行の一つ。老中の支配。慶長六（一六〇一）年、佐渡を幕府領にすると同時に設置。初めは佐渡代官と称した。島内の民政・鉱山の監督等を行う。定員概ね二名。役高千石、役料千五百俵、百人扶持。相川に陣屋があり、配下に与力三〇騎・同心七〇名がいた。留守居役・山方役・町方役・在方役等指揮。

②**【山本伊予守：やまもといよのかみ】**＝**山本伊予守茂孫**（やまもといよのかみもちざね）寛政一〇年（一七九八）七月～同一二年（一八〇〇）四月、佐渡奉行。第一一代将軍徳川家斉の代。前職は浦賀奉行、後職は田安家家老。千石。

③**【長持：ながもち】**衣服・調度などを入れておく長方形の蓋のある箱。多く運搬用。

④**【棹：さお】**箪笥・長持などにさして担ぐ棒。箪笥・長持などの数を数えるのに用いる語。

⑤**【両懸ケ：りょうがけ】**旅行用の行李の一種。挟み箱または小形の葛籠に衣服・調度を入れて棒の両端に掛け、供の者に天秤棒で担がせたもの。

⑥**【合羽駕篭：かっぱかご】**江戸期の大名行列などで最後に担いで行った前後二個の籠を棒で担ぐ。供回りの雨具を収納。

⑦**【竹馬：たけうま】**江戸期、ざるを中心に竹四本を組み合わせたものを棒の両端に天秤のように下げ品物を運ぶために用いたもの。大名行列の後尾に随従。行商人も用いた。

⑧**【具足：ぐそく】**携帯品。所持品。道具。調度。「具足櫃」は、これらを入れた大型の箱。

⑨**【三国路：みくにじ】**＝**三国街道（みくにかいどう）**中山道高崎宿から北へ向かい、上越国境の三国峠を越え、越後国六日町・長岡を経て、出雲崎へ至る街道。出雲崎・寺泊間は北国街道を通り、船で佐渡方面へ通じる脇往還。全二五宿のうち上野国内には一一宿（又は一三宿）があった。当該文書の場合、本庄宿・渋川宿間を短絡する脇往還「佐渡奉行街道」を通行。中山道本庄宿辺から北西方向へ進み、烏川を渡河、玉村宿を経由して利根川右岸沿いを北上、渋川宿で三国街道と合流する道。

⑩**【先触：さきぶれ】**江戸期、官人または貴人が通行する場合に、前もって沿道の宿駅に人馬の継ぎ立てなどを準備させた命令書。

⑪**【寺泊：てらどまり】**江戸から三国街道・北国街道で通行、佐渡島への渡海地の宿場。現新潟県長岡市寺泊大町など。

⑫**【問屋：といや・とんや】**諸街道の宿駅において、伝馬・人馬継立・宿泊などの事務を司る役所、その任にある人。

⑬**【鴻巣：こうのす】**中山道の江戸から七番目の宿場。現埼玉県鴻巣市。

⑭**【玉村：たまむら】**日光例幣使街道と佐渡奉行街道が交差する宿場。近世の群馬郡上新田村と那波郡下新田村からなる宿場。両新田村の総称が「玉村宿」。現群馬県佐波郡玉村町。

⑮**【中山：なかやま】**三国街道中山宿。本宿と新田宿があった。現群馬県吾妻郡高山村中山。

⑯**【浅貝：あさがい】**三国街道浅貝宿。上野国から越後国へ入って最初の宿場。現新潟県南魚沼郡湯沢町浅貝。

⑰**【六日町：むいかまち】**三国街道と清水越往還が合流する宿場。現新潟県南魚沼市六日町。

⑱**【本陣：ほんじん】**大名宿ともいう。江戸期、街道の宿場に置かれた大名・公家・幕府役人など貴人の宿泊旅館。本陣のほか、脇本陣・仮本陣・相本陣・茶屋本陣からなり、主に街道の山越え・渡し・分岐点に設けられ、特に参勤交代の往復にその機能を発揮。建物は、書院造りで、門・玄関・上段の間がある広大

な規模であった。明治三（一八七〇）年廃止。

⑲【**下宿：したやど**】大名などが、宿場の本陣に宿泊する際、家臣たちが泊まる宿所。

⑳【**申合：もうしあわす**】相談する。打ち合わせる。

㉑【**支度：したく**】用意。準備。あらかじめ計画すること。食事・宿泊の準備。

㉒【**馳走：ちそう**】供応（きょうおう）すること。振る舞い。もてなし。

㉓【**水肴：みずざかな**】あらいなどにした魚を水鉢に盛った料理。

㉔【**受用：じゅよう**】受け入れて用いること。また、受け入れて味わい楽しむこと。

㉕【**兼而：かねて**】事前に。前もって。あらかじめ。

㉖【**請負：うけおい**】日限・入費等を予め確約し、完成・完遂まで責任をもって引き受けること。

㉗【**相対：あいたい**】他人を交えず当事者間で事を行うこと。

㉘【**差支：さしつかえ**】さまたげ。支障。故障。さわり。

㉙【**傍示堂：ぼうじどう**】中山道本庄宿東郊の村名。現埼玉県本庄市傍示堂。

㉚【**杢御関所：もくおせきしょ**】元和二（一六一六）年、群馬郡南牧村、吾妻川右岸設置の杢ヶ関所。

㉛【**辰ノ上刻：たつのじょうこく**】午前七時～午前七時四〇分の間、午前七時二〇分頃。

㉜【**差止り：さしとまり**】ここでは吾妻川の川舩運行が止まる、川舩による渡河が禁止されるの意。

㉝【**計難：はかりがたし**】見極められない。推測できない。

㉞【**注進：ちゅうしん**】事変を**注**して上に申し**進**めること。大事・事件を急いで報告すること。

㉟【**御沙汰：おんさた・おさた**】指図（差図）。命令。指示。

㊱【**万年橋：まんねんはし**】吾妻川右岸の吾妻郡厚田（あつだ）村と左岸の同郡郷原（ごうばら）村間の刎ね橋。長須橋、長須万年橋とも言う。

㊲【**本紙：ほんし**】巻物・掛物などで、本来の書画をかいた紙。本物・実物の紙。

㊳【**一同：いちどう**】同じであること。同じになること。当該文書の場合、先触と追触など他文書が同着になること。

㊴【**難儀：なんぎ**】困難。苦しみ。苦労。迷惑。悩み。難しいこと。容易ならぬこと。

㊵【**内々：ないない**】うちわ。内密。こっそり。

㊶【**順達：じゅんたつ**】廻状を順送りして伝達すること。

㊷【**祖母嶋村：うばしまむら**】群馬郡の内。「三国脇往還」（三国裏街道）沿いの村で番所があった。現渋川市祖母島。

㊸【**須川：すかわ**】三国街道須川宿。吾妻郡の内。旗本久世氏領。「三国脇往還」と合流する。現利根郡みなかみ町須川。

㊹【**金井宿：かないしゅく**】三国街道金井宿。宿北東の坂道を下ると南牧村・杢関所。三国脇往還と分岐。現渋川市金井。

㊺【**酉ノ中刻：とりのちゅうこく**】午後五時四〇分～午後六時二〇分の間、午前六時頃。

**《内容解説》**

佐渡奉行街道は、中山道本庄宿辺から分かれ、玉村宿を通り、利根川右岸沿いを北上し、渋川宿手前で越後国へ向かう三国街道と合流した。通常は、次の金井宿北東・杢関所先で吾妻川を渡り、横堀（ぼり）宿（現渋川市横堀）へ向かった。しかし、吾妻川増水時は、①約四㎞上流の祖母島村から対岸の小野子（おのこ）村（現渋川市小野子）へ舩で渡り横堀宿へ、それも難しければ、②更に約一七㎞上流、厚田村・郷原村間の万年橋（長須橋）まで迂回し、原町・中之条から大道峠（だいどう）を越え、須川宿で三国街道と合流した（三国脇往還・北国脇往還）。本史料は、急遽②のケースとなった場合を記録した文書である。

寛政一一年四月一一日、先触（本紙）が差し出され、二日後の一三日、佐渡奉行山本伊予守一行が、佐州役所へ向け江戸を出立し

た。翌一四日夜、玉村宿に宿泊の一行に、金井宿問屋らから吾妻川満水の状況を知らせる書状が届けられたが、翌一五日になっても一行からの指図の返信がなかった。このままでは、先触（本紙）・追触・添触等が、三国脇往還の通行村々へ一緒に着く慌ただしく難儀な状況になると予想された。そこで、金井宿問屋らは、独自の判断で、同日巳中刻付けで先触（本紙）を書写し、送り状を添えて、吾妻川右岸村々役人へ宛て内々に書状を廻したのである。

金井宿問屋らが書写した「御先触之写　内々御知らセ申候」には、①一三日、佐州役所へ向け江戸を出立予定、馬二〇疋、人足六七人、②「泊附覚」（日程・宿泊予定地、四月一三日：鴻巣泊～同一五日：中山泊～同一八日：寺泊泊）、③上下三〇人余りの支度、請負方六〇人余りは自分払い、などの点が記されている。その後の四月十五日巳中刻付の送り状には、内々に先触を差し送ることになった経緯、三国脇往還沿い村々へこの先触写しを順達してほしい旨が記されている。

「佐渡奉行街道」の経路について、本史料は本庄宿手前の武州傍示堂（村）から中山道を離れ、上州玉村宿へ進んだ旨が記されている。現在、傍示堂から玉村宿への具体的な経路について、埼玉県児玉郡上里町や群馬県佐波郡玉村町など地元の方々による地道な調査・研究が進められている。特に、同街道の烏川左岸の角渕（つのぶち）村（現佐波郡玉村町角渕）への渡河点について、『群馬県史 通史編５』（一九九一年・群馬県発行）や「歴史の道 佐渡奉行街道」（一九九九年・群馬県教育委員会発行）では、中山道新町宿⇓烏川渡船⇓角渕村とされてきた。近年、前記地元の方々の研究により、武州毘沙吐（びさど）村（上里町毘沙吐）の北西端・神流川右岸⇓烏川渡船⇓角渕村であったとする説が有力になっている。更なる研究の進展が期待される。

↑玉村町角渕の佐渡奉行街道跡（玉村宿方向）

↓渋川市南牧の杢ヶ関所跡（県史跡）

『群馬県史 通史編５』図 116 より転載